

(日吉ヶ丘) RD最終処分場問題地元説明会の開催概要について

1. 地元説明会の開催概要

開催日

平成20年6月10日(赤坂自治会と合同開催)

平成20年9月5日

開催主旨

- (6月10日) 県が原位置浄化策(D案)を選定した理由および原位置浄化策の概要についての説明ならびに地元の皆さんとの意見交換
- (9月5日) 1巡目の地元説明会での技術的な意見や質問に対して資料を調整し、理解と協力を求める

説明資料

- (6月10日)
 - ・RD最終処分場問題地元説明会資料
 - ・県が行う工法提案要請の概要について
 - ・パワーポイント説明資料
 - ・RD最終処分場模型
- (9月5日)
 - ・平成20年6月県議会答弁
 - ・RD最終処分場問題地元説明会を受けた県の対応(案)について
 - ・RD最終処分場問題地元説明会における質問事項等について
 - ・RD最終処分場問題地元説明会における質問事項等について<参考資料>
 - ・RD最終処分場の「支障の除去」対策完了までの全体概略スケジュール(案)

主な意見

	6月10日	9月5日
方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、孫や子にありがたうと言ってもらえる内容をお願いします。 ・対策工比較表の×は主観的判断である。科学的根拠をもってきちんと説明してほしい。 ・対策委員会の議論を信用するのならなぜA2案を信用しないのか。 ・A2案をやる気がないからできない理由ばかり出てくる。やる気になったら困難な問題があっても知恵が出るはずだ。 ・コストがネックになって県がいろいろ言っているように聞こえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・代執行でやるとか特措法により国から補助もらうとかいうのは方法の問題であり、大事なものは目的である。 ・私らが一生懸命要望しても、最初からD案でルールが敷かれているのではないか。 ・A2案が事業として成立しないのなら、国に要求するなり、県議会でぶつけるなりすればよい。 ・全量撤去ができないのは、お金が無いからということになる。 ・全容解明できていない。
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> ・D案は基本方針の「地域住民との連携強化、合意と納得」の大原則にはずれているのではないか。 ・D案には内容的に実態がない。科学的論理的にD案で本当にいけるのか。 ・A2案の遮水壁とD案の遮水壁の違いを明確に説明してほしい。 ・有害物をごく一部だけ取ったところでどんな効果があるのか。気休めにすぎないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震が来ても問題がないというのならいいが、問題があるのなら納得できない。 ・目安として安定化したといっても、本当に安定したのか疑問が残る。 ・県の問題点に対して提案委員の考えを聞かないで説明するのは欠席裁判みたいなものだ。 ・いかに対策委員の方から提案されたA2案がまずいということを生懸命説明しているように見える。

(主な意見つづき)

	6月10日	9月5日
対策工法(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ソイルセメント遮水壁の安全性が疑問である。 ・30年で確実に安定化する根拠はない。 ・巨大な有害物の貯蔵庫を頼りない壁で作ろうというイメージである。 ・私たちは9年も我慢したからA2案の13年なんかへっちゃらである。 ・対策工は我々にわかる、確実な方法をとってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・粘土層修復の際、廃棄物の仮置き場所がなかったらつくったらいい。 ・A2案は周辺の影響があるというが、近隣自治会も少々は我慢すると言っているし、過去の深掘穴工事でも特に問題はなかった。 ・特措法のこともあるが、将来何の不安もないようにやってほしい。 ・ソイルセメントの強度の結果だけを見て良いというのではなく、他の特性も言わないとダメだ。
不安感	<ul style="list-style-type: none"> ・30年間不安を持ち続けるか、13年間だけ辛抱するかである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策工実施後5年10年経って、やっぱりダメだったということにならないか不安である。 ・本当に安定化するのか心配である。 ・D案で遮水壁を打つのではなく、根本である有害物をとらないと心配だ。
県の責任	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者責任を追及してほしい。 ・RDの役員に責任を取らせてほしい。何回も頼んだのに県はやってくれなかった。時効になったのは県の責任である。 ・掘削調査で住民側は20m30mと言ったのに県は5mしか掘らなかった。5mで出てこなかったら掘るべきである。 ・前知事が「全国に誇れる解決の仕方をする」と言ったのが解決せずに今に至っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・RD社に対し県の監督責任が機能しなかったからこういう事態になったのだ。 ・県の任意事業で、県が種をまいて育てたという問題をちゃんと刈り取ってほしい。 ・RD社があるうちに撤去してほしいという思いを理解してほしい。

2. 地元住民の皆さんの意向反映について(4つの柱)

項目	内容
有害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉の解体撤去 ・追加調査を行い、かたまって存在する有害物が確認されれば適正に対処
対策工実施期間中の周辺生活環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事実施期間中、周辺生活環境に配慮
モニタリングと監視委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・対策工事中から処分場が安定化するまでモニタリングを実施 ・監視委員会で住民の皆さんとともに監視
処分場土地の県有地化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の複雑な権利関係や法制度的な課題があるが、将来的な県有地化を視野に入れて検討